

令和 6 年

第 3 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

小 山 市

令和6年第3回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 5 4 号	小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部改正について	4
議 案 第 5 7 号	財産の取得について	8
議 案 第 5 8 号	財産の取得について	1 0
議 案 第 5 9 号	財産の取得について	1 2
議 案 第 6 0 号	財産の取得について	1 4
議 案 第 6 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 6
議 案 第 6 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 7
議 案 第 6 4 号	専決処分の承認を求めることについて	1 8
議 案 第 6 5 号	専決処分の承認を求めることについて	2 2
議 案 第 6 6 号	専決処分の承認を求めることについて	2 5

小山栃木都市計画地区計画の変更(小山市決定)

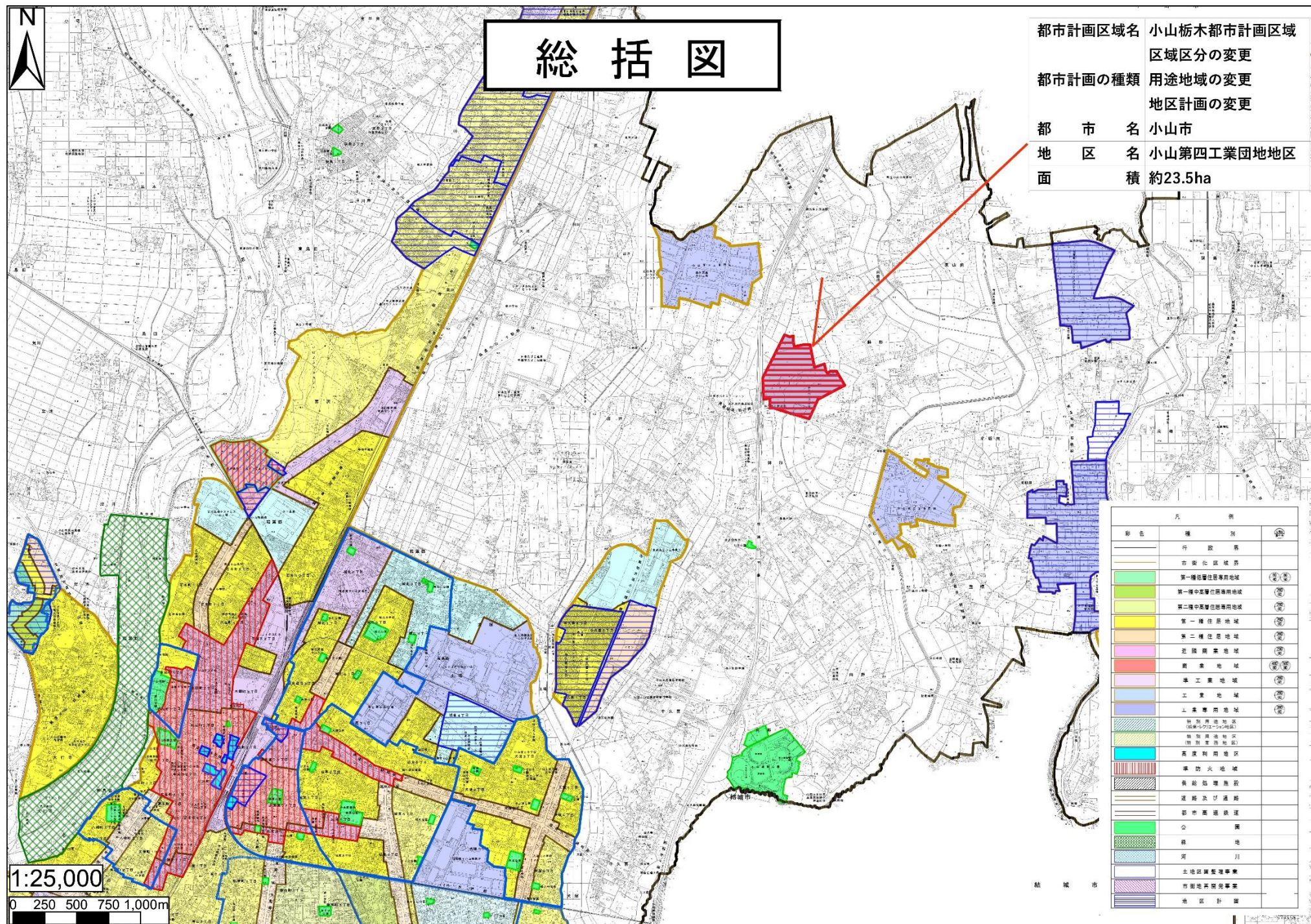
都市計画小山第四工業団地地区地区計画を次のように変更する。

名称		小山第四工業団地地区地区計画				
位置		小山市大字鉢形の一部				
面積		約23.5ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、中心市街地にあるJR小山駅より北東約5.2kmに位置し、都市計画道路3・4・112号鉢形梁線（県道福良羽川線）に面した、平地林や農地が広がる緑豊かな自然環境に囲まれた工業団地である。 また、周辺には、主要幹線道路の新4号国道に近接しているという交通条件の優位性から、小山第二工業団地、小山東部産業団地、梁工業団地、小山東工業団地、小山第三工業団地及び小山東部第二工業団地が立地しており、産業集積エリアとしての機能強化による地域振興を図る地区である。 本地区計画は、こうした地域特性を活かした地域振興に寄与する工業団地の実現を図るため、主要道路を整備しつつ、良好な田園景観との調和や自然環境の保全により、良好な周辺環境と調和した工業団地を形成し、将来にわたって適切に維持保全していこうとするものである。				
	土地利用の方針	良好な周辺環境と調和した工業団地を形成し、将来にわたって適切に維持・保全を図る。				
	地区施設の整備方針	1. 工業団地として必要な主要道路を整備し、その機能を適切に維持管理していくものとする。 2. 公園緑地、残置・造成森林等を整備し、その機能を適切に維持管理していくものとする。				
	建築物等の整備方針	安全で周辺環境と調和した工業団地を創出・維持し、良好な環境空間の形成と保全を図るため、土地利用の方針に即し、用途の制限、敷地面積の最低限度等、建築物等に関して必要な事項を定め、計画の目標に適合した建築物の適正な立地誘導を図るものとする。				
配置及び規模の地区施設の	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
	道路	主要道路①	12m	約520m		既設
	道路	主要道路②	12m	約950m		新設整備
	道路	区画道路	6.5m	約520m		既設
	公園	公園①			2,200㎡	既設
	公園	公園②			1,000㎡	新設整備
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 工場(但し、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表2(と)項第3号(10)、(ぬ)項第3号(9)又は(10)、(る)項第1号(6)、(17)又は(18)に掲げるものを除く。) 2. 物流業務施設 3. 倉庫 4. 事務所 5. 車庫 6. 公園に設けられる公園施設、便所、休憩所 7. 前各号の建築物に附属するもの			
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡ ただし、この工業団地を管理する施設の敷地及び公園に設けられる公園施設、便所、休憩所、その他これらに類する建築物の敷地についてはこの限りではない。			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は3m以上としなければならない。(自転車置き場、守衛所その他これらに類する附属建築物を除く。) ただし、緩衝緑地帯が設けられている場合には、道路境界線までの距離を、 緩衝緑地帯の幅 以上としなければならない。			
		建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から25m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、道路境界線又は隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの以下としなければならない。			
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根、工作物及び広告物等の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。			
		かき又はさくの構造の制限	道路及び隣地境界線に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 ただし、出入口に門扉等を設ける場合であって、それを支持する部分にあっては、左右の合計が16mを超えない範囲内において、高さ2.0m以下のコンクリート等の壁とすることができる。 1. 生垣 2. 高さ2.0m以下の金網その他これらに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合においては、基礎の仕上がり高が地盤面から0.3m以下のもの。 ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する施設に附属するものについては、この限りではない。			
	土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	1. 地区内の緩衝緑地帯については、土地利用計画図表示のとおりとし、土地の形質の変更、建築物の建築及び工作物の築造をしてはならない。 ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。 (1) 敷地に出入口を設置する場合 (2) 企業名板及び外灯を設置する場合 (3) さくを設置する場合 (4) 公益上やむを得ない場合 2. 緩衝緑地帯においては、良好な景観を保持するために必要な維持管理をする場合を除き、現存する樹林の移植伐採等を行ってはならない。また、枯損樹木等の補植等を行い適正に管理するものとする。			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区において、周辺環境と調和した良好な工業団地としての環境の維持保全を図るため、本案のように変更しようとするものである。



小山栃木都市計画地区計画の変更(小山市決定)

都市計画城山町三丁目第二地区地区計画を次のように変更する。

名 称		城山町三丁目第二地区地区計画					
位 置		小山市城山町三丁目の一部					
面 積		約 1. 2ha					
地区計画の目標		小山駅西地区における街なか居住を推進する拠点として、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら都市基盤施設を整備し、定住人口の維持・増大に寄与する居住機能の整備、駅前賑わいづくりを支える商業・宿泊施設等の都市機能の更新を図り、地域の利便性向上と魅力ある複合市街地を形成する。 また、駅前広場と一体となる、ゆとりある安全で快適な歩行者空間等のオープンスペースの創出を図るとともに、緑豊かな都市環境の形成を行うことで、地域の活性化及び地域コミュニティの形成を図る。					
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	小山駅西地区における街なか居住を推進する拠点にふさわしい複合市街地の形成を図るため、方針を次のように定める。 土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、定住性が高く魅力ある高質な都市型住宅を中心としつつ、地区に賑わいと活気を創出する商業・宿泊施設等の立地を誘導する。					
	地区施設の整備方針	1 小山駅前広場と一体となった賑わい空間の創出を図るために、駅前広場に隣接して広場を整備する。 2 地域の活性化及び地域コミュニティの形成を図るため、市道2263号線（みつわ通り）沿いに広場を整備する。 3 ゆとりある安全で快適な歩行者空間を確保するために、歩道状空地等を整備する。					
	建築物等の整備方針	1 良好な複合市街地の形成を図るため、建築物の用途の制限を定める。 2 安全で快適な歩行者空間を確保し、良好な都市景観を形成するため、建築物の壁面の制限を定める。 3 地区の街なか居住を推進する拠点にふさわしい都市景観を創出するため、建築物等の形態、意匠の制限を定める。					
	緑化の方針	緑豊かな都市環境、また質の高い生活環境を形成するため、歩行者空間、広場等の公共空間や建築物、敷地などに施設計画等に配慮した緑化を行う。					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		種類	名称	面積及び幅員	延長	備考
			その他の公共空地	歩道状空地 1 号	4. 0m	約212m	新設
				歩道状空地 2 号	2. 0m	約 94m	新設
				歩行者通路 1 号	2. 0m	約162m	新設
				歩行者通路 2 号	2. 0m	約 44m	新設
				広場 1 号	約300㎡	—	新設
				広場 2 号	約180㎡	—	新設
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	1街区		2街区	
			地区の面積	約 1. 0 ha		約 0. 2 ha	
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの。 2. 同法同表（り）項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの。 3. <u>1 階部分および道路に面する 2 階部分</u> を住宅の用途に供するもの。ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁やこれに代わる柱の面は、地区整備計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、歩行者及び滞留者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根・庇・柱・落下防止柵その他これらに類するものを除く。				
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面後退部分には、垣、さく、広告物、看板その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 1 花壇、植栽等 2 にぎわい創出に資するオープンカフェ等の撤去可能なテーブル・イス等 3 建築物の保安及び管理上やむを得ないもの 4 安全対策上必要な垣、さくその他これらに類するもの				
建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の色彩等は、周辺の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。 2 屋外広告物の大きさ及び形状は、周囲の景観に配慮したものとし、複雑になる場合には、集約するよう努める。						

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、街なか居住を推進する拠点にふさわしい良好な都市環境を形成するため、地区計画を定める。

参考・建築基準法別表第 2（ほ）項

第 2 号・・・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等

・同法同表（り）項

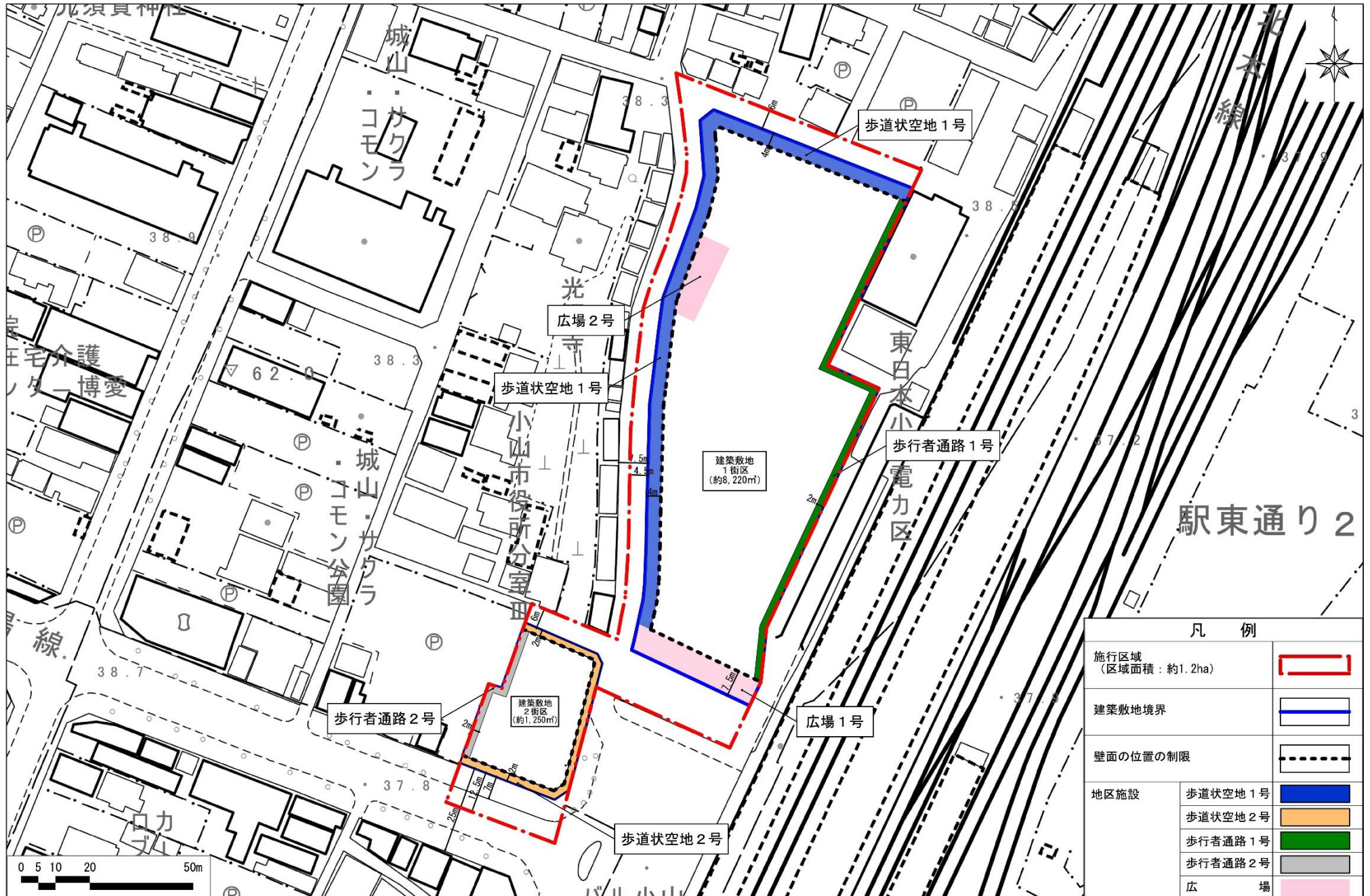
第 2 号・・・キャバレー、料理店、ナイトクラブ等

第 3 号・・・個室付浴場業に係る公衆浴場等

城山町三丁目第二地区 地区計画

添付図書－４

計画図③（地区整備計画図）（縮尺 1/1000）



凡 例

施行区域 （区域面積：約1.2ha）		
建築敷地境界		
壁面の位置の制限		
地区施設	歩道状空地 1号	
	歩道状空地 2号	
	歩行者通路 1号	
	歩行者通路 2号	
	広 場	

いすゞ 中型路線バス・エルガミオの仕様概要

1 車 種 中型路線バス・エルガミオ 1台

2 概 要 本車両は、高齢者や子育て世代など誰もが快適にご利用いただけるよう、国土交通省が定めた「標準仕様ノンステップバス（15 認定）」の認定車両です。

また、自動車 NOx・PM 法に基づく「平成 28 年排出ガス規制」、省エネ法に基づく「平成 27 年度燃費基準」に適合する車両になります。

乗車定員は、令和 5 年度に 1 便あたりの利用者数が最もあった 53 名以上（運転者含む）としております。

3 主な装備品

- (1)ABS
- (2)LED 式室内灯
- (3)アクセルインターロック
- (4)直結式パッケージクーラーシステム
- (5)車高調整装置

入札経過調書(令和 6 年 5 月 22 日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
コミュニティバス 土塔平成通り線の バス購入	栃木いすゞ自動車(株)小山営業所	23,396,000	26,702,500	87.6%	栃木いすゞ自動車(株)小山営業所	23,396,000
					栃木日野自動車(株)小山営業所	23,780,000
					三洋商事	不提出

救助工作車の仕様概要

1 車 種 救助工作車 1台

小山市消防署

- 2 概 要 本車両は、災害時における諸活動に迅速確実な対応をするため、堅固で耐久性に優れた消防専用シャシにディーゼルエンジンを搭載し、運転操作しやすいセミオートマチックトランスミッション、四輪駆動方式としています。さらにハイルーフキャブ後部拡張型のキャビンを装備することで、隊員の車内における活動準備スペースを十分に確保できる車両となります。

3 主な装備品

- (1)散光式赤色警光灯
- (2)電子サイレンアンプ
- (3)ウインチ装置
- (4)クレーン装置
- (5)発電照明灯
- (6)大型油圧救助器具
- (7)アドバンスモニター

入札経過調書(令和6年4月30日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
救助工作車(Ⅱ型)の購入	(株)モリタ東京支店	158,500,000	159,301,818	99.4%	(株)モリタ東京支店	158,500,000
					合資会社渡辺商店	159,300,000
					日本機械工業(株)本社営業部	165,500,000
					栃木県消防整備(株)	165,700,000
					帝商(株)	169,000,000
					長野ポンプ(株)東京営業所	169,000,000
					栃木いすゞ自動車(株)小山営業所	辞退

災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の仕様概要

1 車 種 災害対応特殊救急自動車 1 台

小山市消防署桑分署

高規格救急自動車 1 台

小山市消防署野木分署

2 概 要 本車両は、迅速確実な救急活動に対応するため、機動性、耐久性に優れた高規格救急自動車専用車両にガソリンエンジンを搭載し、オートマチックトランスミッション、四輪駆動方式で、傷病者に苦痛を与えにくいサスペンションを保有するとともに、高度救命処置用資機材を積載し、救急隊員が適切な救命処置を行える十分なスペースを有する救急自動車になります。

3 主な装備品

- (1)散光式赤色警光灯
- (2)電子サイレンアンプ
- (3)自動体外式除細動器
- (4)電動ストレッチャー
- (5)自動式心臓マッサージ器
- (6)気道確保用資機材
- (7)搬送用資機材
- (8)観察用資機材
- (9)呼吸管理用資機材

入札経過調書(令和 6 年 4 月 30 日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車の購入	栃木トヨタ自動車(株)栗宮店	81,200,000	86,669,090	93.6%	栃木トヨタ自動車(株)栗宮店 栃木日産自動車販売(株)小山店 (株)ネイチャー	81,200,000 83,000,000 辞退

消防ポンプ自動車の仕様概要

1 車 種 消防ポンプ自動車 1台

小山市消防団第2分団2部（中央町）

- 2 概 要 本車両は、災害時における諸活動に迅速確実な対応をするため、堅固で耐久性に優れた消防専用シャシにガソリンエンジンを搭載し、運転操作しやすいオートマチックトランスミッションを装備している普通免許で運転可能な車両総重量3.5トン未満の消防ポンプ自動車となります。

3 主な装備品

- (1)散光式赤色警光灯
- (2)電子サイレンアンプ
- (3)投光器
- (4)発電機
- (5)背負式散水装置

入札経過調書(令和6年4月30日執行)

案件名	落札業者名	落札金額 (円:税抜) A	予定価格 (円:税抜) B	落札率 (A/B)	他指名業者結果 (円:税抜)	
消防ポンプ自動車(第2分団2部)の購入	合資会社渡辺商店	19,750,000	20,731,818	95.2%	合資会社渡辺商店	19,750,000
					(株)モリタ東京支店	19,850,000
					小池(株)	20,000,000
					栃木トヨタ自動車(株)栗宮店	20,500,000
					(株)ナカムラ消防化学東京営業所	辞退
					(株)ネイチャー	辞退

議案第 6 1 号
(固定資産評価審査委員会委員の選任について)

氏 名 高 橋 剛 (たかはし つよし)
生年月日 昭和 3 9 年 1 0 月 2 9 日
住 所 小山市西城南 1 丁目 2 2 番地 6

[任 期]

令和 6 年 9 月 2 日 ～ 令和 9 年 9 月 1 日 (3 年)

[略 歴]

平成 元年 4 月～平成 3 年 3 月	土地家屋調査士高橋利雄事務所 勤務
平成 3 年 4 月～平成 3 年 9 月	株式会社 神鳥谷カントリー倶楽部勤務
平成 3 年 1 0 月～平成 5 年 9 月	株式会社 都市設計 勤務
平成 5 年 1 0 月～平成 6 年 9 月	有限会社 三和中央サーベイ 勤務
平成 6 年 1 0 月～平成 9 年 9 月	株式会社 総研 勤務
平成 9 年 1 0 月～平成 1 1 年 4 月	土地家屋調査士高橋利雄事務所 勤務
平成 1 1 年 5 月～現在	土地家屋調査士高橋剛事務所 開業 (平成 1 1 年 5 月 1 0 日 第 8 0 8 号)
平成 2 1 年 6 月～現在	行政書士高橋剛事務所 開業 (平成 2 1 年 6 月 1 5 日 日本行政書士会連合会 登録番号 0 9 1 2 1 2 6 9)
平成 2 4 年 1 月～現在	宇都宮地方法務局 筆界調査委員
平成 2 5 年 7 月～平成 2 7 年 6 月	小山ロータリークラブ 幹事
平成 2 9 年 5 月～令和 元年 5 月	栃木県土地家屋調査士会 理事
平成 3 0 年 7 月～令和 2 年 6 月	小山ロータリークラブ 幹事
令和 3 年 9 月～現在	固定資産評価審査委員会委員 (1 期)

氏 名 野澤 容子(のざわ ようこ)

生年月日 昭和 2 9 年 1 月 1 2 日

住 所 小山市大字下石塚 3 5 0 番地

[任 期]

令和 6 年 1 0 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 3 0 日 (3 年)

[略 歴]

平成 2 3 年 4 月～平成 2 6 年 3 月 栃木市立赤麻小学校校長

平成 2 6 年 4 月～平成 3 1 年 3 月 栃木市不登校児童生徒適応指導教室
適応指導員

平成 3 1 年 4 月～令和 5 年 3 月 公民館運営審議会委員

令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月 小山市立図書館協議会委員

令和 3 年 1 0 月～現在 人権擁護委員 (1 期)

令和 4 年 4 月～現在 小山市要保護児童対策地域協議会委員

小山市税条例の一部を改正する条例概要

小山市税条例(昭和 29 年条例第 7 号)の一部改正

No	小山市税条例	根拠法令 改正内容
1	第 51 条 (市民税の減免)	地方税法(以下「法」という。)第 323 条 ○第 2 項 職権による減免を可能とする規定を追加し、併せて 文言を整備するもの ○第 3 項 文言を整備するもの
2	第 71 条 (固定資産税の減免)	法第 367 条 ○第 2 項 職権による減免を可能とする規定を追加し、併せて 文言を整備するもの ○第 3 項 文言を整備するもの
3	第 131 条の 3 (特別土地保有税の減免)	法第 605 条の 2 ○第 2 項 職権による減免を可能とする規定を追加し、併せて 文言を整備するもの ○第 3 項 文言を整備するもの
4	附則第 8 条の 5 (令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)	法附則第 5 条の 8 ○第 1 項・第 2 項 法改正に伴い令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に関する規定を新設するもの
5	附則第 8 条の 6 (令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)	法附則第 5 条の 9 ○第 1 項・第 2 項 法改正に伴い令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る令和 6 年度分の個人市民税の納税通知書に関する特例規定を新設するもの
6	附則第 8 条の 7 (令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)	法附則第 5 条の 11 ○第 1 項～第 5 項 法改正に伴い令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除に係る令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に関する個人市民税の特例規定を新設するもの
7	附則第 8 条の 8 (令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)	法附則第 5 条の 12 ○法改正に伴い令和 7 年度分の個人市民税の特別税額控除に関する規定を新設するもの

8	附則第 9 条 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	法附則第 6 条 ○第 2 項 文言を整備するもの ○第 3 項 法改正に伴い令和 6 年度分の個人市民税の特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、本条の規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加するもの
9	附則第 11 条の 2 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	法附則第 15 条 ○第 7 項～第 12 項 法改正に伴い引用規定の項ズレを整備するもの ○第 14 項～第 18 項 法改正に伴い引用規定の項ズレを整備するもの
10	附則第 11 条の 3 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	法附則第 15 条の 7・法施行規則附則第 7 条 ○第 3 項 法改正に伴い認定長期優良住宅について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を新設するもの ○第 4 項～第 14 項 法規定の新設に伴う項ズレ及び引用規定の項ズレを整備するもの
11	附則第 12 条 (土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義)	法附則第 17 条 ○見出し 法改正に伴い土地に対して課する固定資産税の特例期間を延長する年度を改めるもの
12	附則第 12 条の 2 (令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例)	法附則第 17 条の 2 ○見出し 法改正に伴い土地の価格の特例適用期間について年度を改めるもの ○第 1 項・第 2 項 特例適用期間を延長するもの
13	附則第 13 条 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例)	法附則第 18 条 ○見出し 法改正に伴い宅地等に対して課する固定資産税の特例期間を延長する年度を改めるもの ○第 1 項 法改正に伴い宅地等の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の制度を継続し、令和 3 年度の税額据え置き措置及び令和 4 年度の商業地の特例を削除するもの ○第 2 項～第 5 項 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの

議案第 6 4 号
(専決処分の承認を求めることについて)

14	附則第 13 条の 3 (用途変更宅地等の課税標準額の計算)	地方税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 4 号) 附則第 21 条 ○附則第 13 条の 3 削除に伴い条文の枝番号を 1 つ繰り上げ、併せて、用途変更宅地等について令和 6 年度から令和 8 年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を行う規定を整備するもの
15	附則第 14 条 (農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例)	法附則第 19 条 ○見出し 法改正に伴い農地に対して課する固定資産税の特例期間を延長する年度を改めるもの ○農地の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の制度を継続し、令和 3 年度の税額据え置き措置の規定を削除するもの
16	附則第 15 条の 3 (特別土地保有税の課税の特例)	法附則第 31 条の 3 ○第 1 項・第 2 項 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの
17	附則第 17 条の 3 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	法附則第 33 条の 2 ○第 3 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
18	附則第 17 条の 4 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	法附則第 33 条の 3 ○第 3 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
19	附則第 18 条 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	法附則第 34 条 ○第 3 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
20	附則第 19 条 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	法附則第 35 条 ○第 5 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
21	附則第 20 条 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	法附則第 35 条の 2 ○第 2 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの

議案第 6 4 号
(専決処分の承認を求めることについて)

22	附則第 21 条 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	法附則第 35 条の 4 ○第 2 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
23	附則第 21 条の 2 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	外国居住者等所得相互免除法第 8 条 ○第 2 項・第 5 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの
24	附則第 21 条の 3 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 ○第 2 項・第 5 項 法改正に伴い特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するもの

附則

No	小山市税条例	改正内容
25	第 1 条 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 令和 6 年 4 月 1 日を施行日とするもの
26	第 2 条 (固定資産税に関する経過措置)	○第 1 項 改正後の市税条例における固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、従前のとおりとするもの ○第 2 項 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、従前のとおりとするもの

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例概要

小山市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 34 号)の一部改正

No	小山市都市計画税条例	根拠法令 改正内容
1	附則第 2 項 (法附則第 15 条第 32 項 の条例で定める割合)	地方税法(以下「法」という。)附則第 15 条 ○項番号等 法改正に伴い特例適用期間満了による条項 を削除し第 3 項から第 2 項に繰上げ、併せ て引用規定の項ズレを整備するもの
2	附則第 3 項 (法附則第 15 条第 37 項 の条例で定める割合)	法附則第 15 条 ○項番号等 法改正に伴い第 4 項から第 3 項に繰上げ、 併せて引用規定の項ズレを整備するもの
3	附則第 4 項 (改修実演芸術公演施設に 対する都市計画税の減額 の規定の適用を受けよう とする者がすべき申告)	法附則第 15 条 ○項番号 法改正に伴い第 5 項から第 4 項に繰上げを行 うもの
4	附則第 5 項 (宅地等に対して課する 令和 6 年度から令和 8 年 度までの各年度分の都市 計画税の特例)	法附則第 25 条 ○見出し 法改正に伴い宅地等に対して課する都市計画 税の特例期間を延長する年度を改めるもの ○項番号 法改正に伴い第 6 項から第 5 項に繰上げを行 うもの ○条文 法改正に伴い宅地等の負担調整措置について、 令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の制 度を継続し、併せて令和 3 年度の税額据え置き 措置及び令和 4 年度の商業地の特例を削除する もの
5	附則第 6 項	法附則第 25 条 ○項番号 法改正に伴い第 7 項から第 6 項に繰上げを行 うもの ○条文 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの
6	附則第 7 項	法附則第 25 条 ○項番号等 法改正に伴い第 8 項から第 7 項に繰上げ、 併せて引用規定の項ズレを整備するもの ○条文 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの
7	附則第 8 項	法附則第 25 条 ○項番号等 法改正に伴い第 9 項から第 8 項に繰上げ、 併せて引用規定の項ズレを整備するもの ○条文 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの

8	附則第 9 項	法附則第 25 条 ○項番号等 法改正に伴い第 10 項から第 9 項に繰上げ、併せて引用規定の項ズレを整備するもの ○条文 法改正に伴い特例適用期間を延長するもの
9	附則第 10 項 (農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)	法附則第 26 条 ○見出し 法改正に伴い農地に対して課する都市計画税の特例期間を延長する法改正に伴い、見出しの年度を改めるもの ○項番号 法改正に伴い第 11 項から第 10 項に繰上げるもの ○条文 法改正に伴い農地の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の制度を継続し、令和 3 年度の税額据え置き措置の規定を削除するもの
10	附則第 11 項 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)	○項番号 法改正に伴い第 12 項から第 11 項に繰上げるもの
11	附則第 12 項	○項番号等 法改正に伴い第 13 項から第 12 項に繰上げ、併せて引用規定の項ズレを整備するもの
12	附則第 13 項	○項番号等 法改正に伴い第 14 項から第 13 項に繰上げ、併せて引用規定の項ズレを整備するもの
13	附則第 14 項	○項番号等 法改正に伴い第 15 項から第 14 項に繰上げ、併せて引用規定の項ズレを整備するもの
14	附則第 15 項	地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条 ○項番号等 附則第 16 項の削除及び法改正等に伴い第 17 項から第 15 項に繰上げるもの ○条文 法改正に伴い用途変更宅地等について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、みなし方式による課税標準額の遡及計算を行う規定を整備するもの

附則

No	小山市都市計画税条例	改正内容
15	第 1 条 (施行期日)	○施行日 この条例の施行日について規定するもの 令和 6 年 4 月 1 日を施行日とするもの
16	第 2 条 (経過措置)	○第 1 項 改正後の都市計画税条例における都市計画税 に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、令和 5 年度分ま での都市計画税については、従前のとおりと するもの ○第 2 項 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日ま での間に受けた地方税法等の一部を改正する 法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定に よる改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補 助に係る同項に規定する特定事業所内保育施 設の用に供する固定資産に対して課する都市 計画税については、従前のとおりとするもの

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例概要

小山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部改正

No	小山市国民健康保険税条例	根拠法令 改正概要
1	第 23 条 (国民健康保険税の減額)	地方税法（以下、法という。）第 703 条の 5、法施行令第 56 条の 89 ○第 1 項 第 2 号 法改正に伴い軽減措置のうち 5 割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずべき金額を改めるもの [現 行] 43 万円＋<u>29 万円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) [改正後] 43 万円＋<u>29 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) 第 3 号 法改正に伴い軽減措置のうち 2 割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずべき金額を改めるもの [現 行] 43 万円＋<u>53 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1) [改正後] 43 万円＋<u>54 万 5,000 円</u>×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)＋10 万円×(給与所得者等の数－1)

附則

2	第 1 項 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 令和6年4月1日を施行日とするもの
3	第 2 項 (適用区分)	○この条例の適用区分について規定するもの 本改正による規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前のおりとするもの